

訪問看護及び介護予防訪問看護事業
訪問看護ケアの実
運営規程

株式会社 サポート・ワン・サービス

令和8年4月1日

訪問看護及び介護予防訪問看護

(事業の目的)

第1条 株式会社サポート・ワン・サービスが開設する訪問看護ケアの実（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ケアの実
- ② 所在地 愛知県津島市愛宕町四丁目 113 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。
- (2) 看護職員等 2.5以上（常勤換算）
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名以上
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までの平日とする。
休み：土日祝日
お盆の休業：8月13日～8月15日
年末年始の休業：12月29日～1月3日
(但し、日常生活上、支障が生じる場合調整可能な限りに於いてサービス提供を行う)
- ② 営業時間 9：00から17：00までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア

- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり100円を徴収する。
- 3 死後の処置料は、15,000円とする。
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、津島市及び愛西市・あま市・蟹江町・弥富市・稲沢市平和町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(利用の中止、変更)

第10条 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などにより、サービスの実施が著しく危険であると事業所が判断した場合、事業所の申し出により、サービスの中止及び時間の変更を行う。その場合、利用者やその家族、関係機関へ報告を行う。

(ハラスメント〔セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・マタニティハラスメント等〕に関する事項)

第11条 事業所は、適切な事業の提供をする観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(迷惑行為に関する事項)

第12条 事業所は利用者または契約者やその家族が従業員等の個人または事業所（者）に対し、社会通念上相当な範囲を超える行為を行った場合は、必要な措置を講じるものとする。

- ・ 威迫、脅迫、威嚇行為
- ・ 侮辱、人格を否定する言動
- ・ プライバシー侵害行為
- ・ 保証の範囲を超えた無償修理の要求など、社会通念上過剰な補償の要求
- ・ 合理的理由のない事業所への謝罪要求や事業所（者）関係者への処罰要求
- ・ 従業員等に対する暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷・セクシャルハラスメント・カスタマーハラスメント等
- ・ 同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等、長時間の拘束、心理的苦痛や業務妨害に値する行為
- ・ SNSやインターネット上での誹謗中傷

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこ

とができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（身体拘束について）

第14条 事業所は、身体拘束の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における身体拘束の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について該当職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における身体拘束の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、該当職員その他の従業者に対し、身体拘束のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

（衛生管理について）

第15条 事業所は、衛生的な管理に努め、感染症の発生及びまん延防止又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における衛生的な管理に努め、感染症の発生及びまん延防止又はその再発を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について該当職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における衛生的な管理に努め、感染症の発生及びまん延防止又はその再発を防止するための指針を整備する。
- 3 事業所において、該当職員その他の従業者に対し、衛生的な管理に努め、感染症の発生及びまん延防止又はその再発を防止するための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

（業務継続計画の策定等）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第17条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

② 採用時研修 採用後6カ月以内

② 継続研修 月1～4回程度

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社サポート・ワン・サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和〇八年〇四月〇一日から施行する。